

伊丹市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市地域生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第1項第6号の規定により、伊丹市障害者訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 この事業は、居宅において入浴することが困難な者の居宅を訪問し、簡易な浴槽を提供して入浴の介護を行う（以下「訪問入浴サービス」という。）ものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、市内に居住地（実施要綱第4条第2項に規定する居住地特例を含む。）を有し、自力又は家族の介助のみでは居宅で入浴することが困難な者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号、以下「法」という。）第4条に規定する身体障害者又は法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体障害者手帳の肢体障害の程度が1級又は2級に該当する者。
- (2) 実施要綱第4条第1項5号又は第6号に規定する難病患者等であって、その肢体障害の程度が前号と同等と認められる者。

(利用の申請及び決定)

第4条 事業を利用しようとする者は、伊丹市障害者訪問入浴サービス事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用の要否を決定し、伊丹市障害者訪問入浴サービス事業利用決定（却下）及び変更決定（却下）通知書（様式第2号、以下「通知書」という。）により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の申請及び決定)

第5条 前条第2項の規定により、事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、決定の内容について変更を求める場合は、伊丹市障害者訪問入浴サービス事業利用変更申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(利用者負担等)

第6条 利用者は、訪問入浴サービスを利用したときは、当該サービスを提供した当該事業者に対し、利用料として1回当たり1,000円を支払うものとする。

- 2 前項に規定する利用料のほかに、提供される訪問入浴サービスに要する費用のうち実費等に係る費用は、利用者が負担するものとする。
- 3 市長は、利用者及び利用者の属する世帯が生活保護法（昭和24年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯及び市町村民税非課税世帯にあつては、利用料の全額を免除できるものとする。
- 4 前項における世帯とは、事業の利用者が18歳以上の場合にあつては利用者本人及び同一世帯に属する配偶者、18歳未満の場合にあつては利用者の保護者の属する住民基本台帳での世帯全員とする。

（利用の取消）

第7条 市長は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、事業の利用の決定期間内であっても決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、第3条に規定する対象要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業の利用が適当でないと市長が認めたとき。

（事業の実施）

第8条 市長は、訪問入浴サービスの利用回数及び利用料の決定を除き、あらかじめ指定をした事業者に事業を委託することにより実施する。

（事業者の指定）

第9条 前条の指定を受けようとする事業者は、介護保険法第41条第1項に定める指定居宅サービス事業者であつて、訪問入浴介護の指定を受けており、事業の適切な運営が確保できると認められる者とする。

- 2 前条の指定を受けようとする事業者は、伊丹市障害者訪問入浴サービス事業指定申請書（様式第4号、以下「申請書」という。）に指定居宅サービス事業者の指定を受けていることがわかる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、伊丹市障害者訪問入浴サービス事業指定通知書（様式第5号）により指定するものとする。

（指定を受けた事項の変更・廃止）

第10条 前条第3項の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という）は、前条第2項で申請をした事項を変更しようとするとき、または事業の運営を廃止しようとするときは、あらかじめ、伊丹市障害者訪問入浴サービス事業変更・廃止届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（事業者への通知）

第11条 市長は、第4条第2項及び第5条第2項に基づき利用又は変更を認めたときは、利用回数、利用料等を伊丹市障害者訪問入浴サービス事業利用決定及び変更決定通知書（様

式第7号)により事業者へ通知するものとする。

(費用の請求)

第12条 事業者は、市長に対し、事業を行った月ごとに伊丹市障害者訪問入浴サービス事業実績報告書(様式第8号)を添えて、訪問入浴サービス事業に要する費用から第6条第1項に定める利用料を差し引いた額に事業実施回数を乗じて得た額を、委託料として請求するものとする。

2 前項の訪問入浴サービス事業に要する費用は、利用者一人当たり1回の利用につき、介護保険法(平成9年法律第123号)による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)に定める訪問入浴介護費の額に相当する額とする。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年3月31日までに、この要綱による改正前の伊丹市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱に基づいて実施された事業については、なお改正前の伊丹市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱は効力を有する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成30年4月1日以降の事業の実施について適用し、

この要綱の改正前の規定により行われた事業については，なお従前の例による。

付 則

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。